

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、生産課に配属され、機械部品の組立業務に従事し、平成〇年〇月には照明事業部に配置転換となった。

請求人は、平成〇年〇月から会社敷地内に新築された第三工場及び当時借り上げられていたC工場で製造装置の組立作業に従事していたところ、身体に発疹が出現し、同年〇月〇日には身体に力が入らなくなり休業するに至った。

請求人は、同年〇月〇日にD病院に受診したところ「シックビルディング症候群の疑い」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年〇月〇日まで休業をした。同年〇月〇日に職場復帰し、就労場所が第二工場内にあったE室に変更となり、同室内で部品の検査業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日再び強い脱力感のため休業を開始し、職場復帰することなく、平成〇年〇月〇日をもって退職した。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し、休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査

官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会においては、請求人が会社敷地内に新築された第三工場等で機械の組立作業に従事し、間もなく身体に発疹が出現して休業するに至ったという経緯、及び同症状に係る請求人提出の医師の意見書等を精査した。

(2) 請求人は、第三工場において就労を始めた当初より、その環境の悪さを訴えていたことが認められるが、F工場長によると、要旨、「脱脂で使用するアルコール等はあったかもしれないが、必要のあるときだけ使用するものであり量は多くはなく、有機溶剤は使用していない。」、また「工場長自身も特段空気が悪いといったことは感じることなく、他のメンバーからもそうした話を聞いたことはない。」としている。この点、G課長もH課長も第三工場について、要旨、新築の匂いはするものの、気分が悪くなるようなものではないと述べており、少なくとも誰もが気分が悪くなるような異臭であったとは認められないものである。

(3) 第三工場に移る以前のC工場における作業において、請求人は簡易なマスクを使用しながらも、すでに体に発疹が出ていたとしている。また、請求人は、同工場における作業では、塗料や金ニスを多く使い、周りの同僚の中には蛍光

体塗料液、水銀等を使用する者がいたとしている。同工場内での作業については、G課長もH課長も有機溶剤の匂いはきつかったと述べており、F工場長は換気や温度対策は施した旨申述するものの、一定のきつい匂いは漂っていたものと推認される。

(4) 以上のような状況において、請求人に発症した傷病が、業務上の事由によるものといえるか否かを検討すると以下のとおりである。

ア I医師は、請求人に発症した傷病の経緯について、要旨、第三工場における就労が発症のきっかけとなったものであり、同工場を離れたら症状が改善していること、さらに汚染物質の存在は確認されていないものの測定時期自体が遅れており参考にならないものであることなどから、請求人の傷病はシックハウス症候群であり、業務に起因するものであると述べている。J講師も、要旨、第三工場内で建築資材等から放散された揮発性有機化合物へのばく露と一時的に行われた継続的なシンナーの取り扱い作業が相まって、二度にわたる強い症状を引き起こしたとして、請求人の症状発現の原因は第三工場内の作業環境にあるとしている。さらに、K医師は、請求人の症状の経緯はシックハウス症候群の診断基準を満たしており、請求人の場合、その後化学物質過敏症に至った可能性があるとして述べている。

イ 当審査会においては、I医師、J講師、及びK医師の所見を精査したところ、第三工場においては、確かに、酢酸ブチル等の有機溶剤が使用されており、請求人もこれらにばく露した可能性は否定できないものであり、この点において、三名の医師がシックハウス症候群を発症する契機となったとする所見を述べていることには、理由があるものと判断できる。しかし、請求人は、上記のとおり、C工場において就労しているときから体に発疹が出て、太ももに長い痒みもあった旨述べており、必ずしも第三工場における就労が発病の契機となったものとは認められないこと、第三工場の環境については、G課長もH課長も具合が悪くなるようなものではなかったと述べており、他に請求人と同じような症状を訴える者はいなかったことから、劣悪な環境にあったとまでは言えない。この点、同一環境にあってもシックハウス症候群を発症するか否かについては、個人差があることも事実であると考えられるが、少なくとも平均的な人が傷病を発症する環境であったとは認め難く、請求人の発症について業務上の疾病とは判断できない。

ウ 請求人は、傷病を理由とする治療経過中にも発疹やふらつきといった多くの症状を発現させており L 医師の平成〇年〇月〇日付け意見書のとおり、シックハウス症候群の診断基準となる「問題になった場所から離れると、症状が改善する。」に適合しないものである。この点、I 医師は、「シックハウス症候群の診断は、発症当初の平成〇年〇月～〇月に行われたものを議論すべきであって、その後の職場復帰後にも微量の化学物質のばく露があったために、症状が遷延化し化学物質過敏状態を疑わせる状態に至っている」と述べているが、「微量の化学物質」とは、どこで何にばく露したことを意味するのか不明である。日常生活において一般的にばく露する可能性のある化学物質が症状遷延の原因になるとすると、「問題になった場所から離れると、症状が改善する。」との診断基準は意味を持たなくなるなど、疑義が生じる。

エ 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病については、業務との相当因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認めることができないものである。

(5) なお、当審査会においては、会社関係者の申述内容を慎重に検討するとともに、請求人らから提出された I 医師らの意見書や本件公開審理における請求人らの主張等について、改めて一件記録を子細に検討し、上記判断に至ったものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。